

令和 6 年度真岡市障がい者優先調達推進方針

令和 6 年 5 月 1 日制定

第 1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

第 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第 3 適用範囲

この方針は、市のすべての部署での物品等の調達に適用する。

第 4 調達の対象

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所等
 - （１） 就労移行支援事業所
 - （２） 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
 - （３） 生活介護事業所
 - （４） 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模事業所
- 2 障がい者を多数雇用している企業
 - (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
 - (2) 重度障がい者多数雇用事業所（ただしア～ウの要件をすべて満たすものに限る。）
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- 3 在宅就業障がい者等
 - (1) 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - (2) 在宅就業支援団体（在宅就業者に対する支援の業務等を行う団体）

第5 調達の対象品目

市が障害者就労施設等から調達を推進する主な物品及び役務は次のとおりとする。

- 1 物品
 - (1) 食品類（弁当、菓子、パン等）
 - (2) 印刷物類（封筒等）
 - (3) 手芸品（木工製品、繊維製品、紙製品等）
 - (4) 日用品類（生活雑貨等）

(5) その他障害者就労施設等が提供可能な物品

2 役務

(1) 軽作業（袋詰め、封入、包装等）

(2) その他障害者就労施設等が提供可能な役務

第 6 調達目標

令和 6 年度目標を、次のとおり設定する。

目標額 3, 0 0 0, 0 0 0 円

(内 訳) 物品 1, 0 0 0, 0 0 0 円

役務 2, 0 0 0, 0 0 0 円

第 7 調達方針及び調達実績の公表

1 この方針を策定又は改定したときは、市ホームページ等により公表する。

2 調達実績については、翌年度の 5 月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。